

医 第 9 9 号
平成 28 年 5 月 30 日

各保健福祉事務所長
各保健福祉事務所センター所長 } 殿

医 療 課 長

移動式エックス線装置をレンタルして医療施設に設置する
場合の医療法上の諸手続の取扱いについて（通知）

標記のことについては、次の条件に適合する場合には、（別紙）平成 17 年 6 月 28 日付け
医第 2 3 3 号医療課長通知に準じて取扱うこととしますので、事務手続き等に遺漏のないよ
うお取り計らい願います。

1 取扱いが認められる条件について

この取扱いは、次のすべてに該当する場合にのみ認められる。

- (1) 移動式エックス線装置は同一機関（レンタル業者等）から同一装置を借用し、当該医
療機関が使用するもの。
- (2) 当該医療施設における当該エックス装置の年間の使用計画が明確であること。

（ 問い合わせ先
法人指導グループ 秋澤
電話 045-210-4869 ）